

避難情報等の発令・伝達マニュアル

令和8年6月改訂

小 郡 市

目次

第1章 総則	1
第1節 はじめに	1
第2節 避難行動の基本的な考え方	1
第3節 警戒レベル等	3
第2章 水害編	4
第1節 災害の特性と住民の避難行動	4
1. 外水氾濫（河川の氾濫等）	4
2. 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）	4
第2節 避難すべき区域	5
第3節 避難情報等の発令の判断基準	5
第4節 水位情報及び洪水注意報・警報等の入手先	5
第5節 避難情報等の発令基準	6
1. 宝満川端間橋下流〔水防警報指定河川〕及び 宝満川端間橋上流〔水位情報周知指定河川〕	6
2. 筑後川〔洪水予報指定河川〕	10
3. 大刀洗川〔水位情報周知指定河川〕	11
4. 秋光川〔水位情報周知指定河川〕	12
5. 小石原川〔水位情報周知指定河川〕	13
6. 築地川（樋門）	14
7. 法司川（今朝丸水門）	14
8. 思案橋川	15
9. 内水氾濫	15
第6節 避難情報等の伝達方法と内容	16
1. 避難情報等の伝達方法	16
2. 避難情報等の伝達文	16
第3章 土砂災害編（急傾斜地の崩壊）	18
第1節 災害の特性と住民の避難行動	18
第2節 避難すべき区域	18
第3節 避難情報等の発令の判断基準	19
第4節 土砂災害に関する情報等の入手先	19
1. 土砂災害に関する情報	19
2. 土砂キキクル	20
第5節 避難情報等の発令基準	21
第6節 避難情報等の伝達方法と内容	22

第1章 総則

第1節 はじめに

近年の一連の災害では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報等」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難情報等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題としてあげられた。

これらには様々な要因が考えられるが、行政側としては避難情報等の意味合いが不明確なこと、具体的な基準がないために判断できないこと、災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況が十分に把握できていないこと、確実性のない段階での判断に限界があること等が要因としてあげられ、住民側からは、住民自ら危険性を認識できないこと、切迫性のない段階での行動に限界があること、避難情報等が伝わってもどのように行動していいかが分からないこと等があげられている。さらに、近年の特徴として、高齢者等の避難行動要支援者の被災が多いことや避難途中で被災している人が多いことも事実である。

このような状況を踏まえ、本市においては適切な避難情報等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難情報等の具体的な発令基準となる『小郡市避難情報等の発令・伝達マニュアル』を取りまとめた。

本マニュアルは、現時点での知見に基づき、避難情報等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報等を発令するべきか等の判断基準、さらには、避難情報等の伝達方法について取りまとめたものであり、今後の水害・土砂災害に関する情報体制の整備進捗や避難行動の反省等により、必要な時期に随時見直しを行うものとする。

本マニュアルの対象とする災害は、水害及び土砂災害とする。

第2節 避難行動の基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、次の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

※「避難」とは、災害等の災難を避け、それぞれの状況に応じて安全を確保することをいう。

安全な場所にいる場合は、移動することでかえって災難にあうということにも注意が必要である。

1 避難の必要性の判断

所在する場所の危険性をハザードマップなどから確認し、避難が必要か否かを判断する。

2 避難開始時期の判断

テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報、市の発令する避難情報等から避難を開始する時期を判断する。

(1) 「高齢者等避難」

避難が必要な場所（土砂災害警戒区域、内水氾濫及び河川の洪水に伴う浸水想定区域などの災害の発生が予測される場所）に所在する要配慮者（高齢者、障がい者、幼児、妊産婦等の避難に時間を要する又は支援・配慮を要する方）は、避難を開始する。また、避難行動要支援者に対する避難支援を開始する。

(2) 「避難指示」

避難が必要な場所に所在する方は、全員避難を開始する。また、避難行動要支援者の避難の状況を確認する。

(3) 「緊急安全確保」

個々の状況に応じて最良の生命、身体の安全を確保する行動をとる。

3 避難要領の適切な判断

(1) 市が予測される災害に応じて開設する指定避難所を確認する。

(2) 状況に応じた避難要領（避難場所への避難、在宅避難）を決定する。

・「避難場所への避難」

市の開設する指定避難所、地域で開設する自主避難所、親族・友人・知人・隣人等の安全な住居、ホテル等の宿泊施設等への避難

・「在宅避難」

自宅内の2階、がけ地などから離れた部屋への避難

(3) 移動して避難する場合の移動手段を確保する。

自力避難（車、徒歩）、支援を受けての避難（自主防災組織、家族・友人、介護施設等）

【考慮事項】

- ・予測される災害に応じた避難者の受入れに必要な指定避難所の開設を行い、気象情報、河川の状況等、災害予測の状況に応じて、開設する指定避難所を増加する。
- ・避難行動要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ・道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ・真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況や地域の特性等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第3節 警戒レベル等

警戒レベル、住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報等（避難情報等）は次のとおりとし、避難情報等の発令時には、避難所を開設するものとする。

次の避難情報等を発令した際は、直ちにその旨を三井消防署等関係機関に通報するものとする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民自らが行動する際の判断に参考となる情報 (警戒レベル情報)			
			大雨情報	河川氾濫情報	土砂災害情報	
1	災害への心構えを高める。	気象庁が発表	早期注意情報			
2	避難行動を確認 (避難場所やルート、タイミング等)		大雨注意報	氾濫注意報	土砂災害注意報 土砂キキクル 「注意」(黄)	
3	避難に時間を要する人は早めに避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難	小郡市が発令	大雨警報	氾濫警報 「道路冠水情報」	土砂災害警報 土砂キキクル 「警戒」(赤)
4	危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示		大雨危険警報	氾濫危険警報 「築地川樋門、今朝丸水門閉鎖」	土砂災害危険警報 土砂キキクル 「危険」(紫)
5	命の危険、直ちに安全確保 (災害発生又は切迫している状況)	緊急安全確保		大雨特別警報	氾濫特別警報 「内水氾濫による住宅地の浸水」	土砂災害特別警報 土砂キキクル 「災害切迫」(黒)

第2章 水害編

第1節 災害の特性と住民の避難行動

1. 外水氾濫（河川の氾濫等）

外水氾濫には、筑後川や宝満川において水位上昇に伴い河川水が堤防からあふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する場合や河川の堤防が破堤して一気に氾濫水が流れ出す場合がある。堤防の破堤に伴う外水氾濫においては、氾濫水は家屋を破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

【外水氾濫における住民の避難において留意すべき事項】

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
- ・流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能となる。
- ・用水路等への転落の恐れのある場所では、道路上10cm程度でも危険である。
- ・浸水深50cm未満の地域については危険が及ぶと判断される場合は、自主避難を呼びかける。
- ・避難が遅れた場合、自宅2階や近隣の堅固な建物へ避難する等、安全な場所に身をおくこと。

2. 内水氾濫（雨水の処理能力超過、本川からの逆流、水門・樋門の閉鎖等）

内水氾濫は、小河川や雨水路及び下水道等の処理能力を越えた降雨量が発生し、河川の合流部において、本川の水位上昇に伴って支川の水が流れ込めなくなり水が溢れる場合、本川の逆流を防止するために水門・樋門の閉鎖や排水機場の排水ポンプが停止された場合などにより発生する。一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地盤の低い所では床上浸水等の家屋被害や孤立等に繋がり、状況によっては生命に係る災害に繋がることもある。

また、樋門・水門の閉鎖や排水機場の排水ポンプの停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、樋門・水門の閉鎖操作等に伴う避難行動が必要となる。河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

すでに浸水が始まっている場合における避難について、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様とする。

第2節 避難すべき区域

避難情報等の対象となる区域について、発令に留意すべき事項は次のとおりとする。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換を行うこと。
- 築地川樋門・今朝丸水門の閉鎖操作について、河川治水・建設課との情報共有に留意するとともに、**特定地域※1**の住民に対する情報提供及び避難情報等の発令に留意すること。
- 思案橋排水機場、大刀洗排水機場の水門及び排水ポンプの操作に関する情報の入手に留意するとともに、**特定地域※2**の住民に対する情報提供及び避難情報等の発令に留意すること
- 宝満川の水位上昇に伴う高原川及び口無川の水位・氾濫状況を踏まえた**特定地域※3**の住民及び施設に対する避難情報等の発令に留意すること
- 避難すべき区域は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報等の発令区域を適切に判断すること。
- 避難すべき区域の作成の際に参考とした浸水想定区域図（ハザードマップ）は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

特定地域 ※1：大崎区、寺福童区、小板井2区、西福童区、東福童区

※2：赤川区、上西区、下西区、八坂区、光行区、平方区、古飯区

※3：大保区、大板井1区、大板井2区、新島区

第3節 避難情報等の発令時における留意事項

避難情報等の発令判断（基準）にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- 築地川樋門・今朝丸水門の閉鎖操作について、河川治水・建設課との情報共有に留意すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測で捉えた強雨地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値のみでは判断できない事項にも配慮すること。

第4節 水位情報及び洪水注意報・警報等の入手先

- 国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
川の防災情報(スマホ版) <http://www.river.go.jp/s/>
- 筑後川河川事務所 防災情報 <http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>

□福岡県 総合防災情報

- ・インターネット用 http://www.doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/
- ・携帯電話用 <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

□九州防災ポータルサイト http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/

□国土交通省 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/>

福岡管区気象台 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

第5節 避難情報等の発令基準

1. 宝満川端間橋下流^{※1} [水防警報指定河川] 及び 宝満川端間橋上流^{※2} [水位情報周知指定河川]

※1 河川管理者：国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所

※2 河川管理者：久留米県土整備事務所、那珂県土整備事務所

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

①対象とする災害

- ・破堤及び越水による外水氾濫

②宝満川の特性

- ・上流地域（原田雨量観測所）に降った雨が約2～3時間後に到達する可能性
- ・上流地域（原田雨量観測所）で総雨量400mm（又は時間最大雨量50mm）を超えると下流地域（端間水位観測所）の水位が危険水位に達するおそれ
- ・西小田井堰（筑紫野市）が自動転伏すると約1時間後に端間水位観測所の水位が急上昇（1.5～1.8m）
- ・下見水位観測所において水位のピークが観測された1～2時間後に端間水位観測所における水位がピーク

③過去の雨量状況と水位状況の相関関係

年度 (西暦)	出水時期	観測所名	位置	雨量状況			
				累加雨量 (mm)	時間最大雨量		
					日	時	雨量 (mm)
2023	7月7日～7月10日	原田	筑紫野市下見	418	7月10日	6:00	56
2022	7月18日～7月19日	原田	筑紫野市下見	97	7月19日	0:00	55
2021	8月11日～8月15日	原田	筑紫野市下見	763	8月12日	10:00	32
2020	7月13日～7月14日	原田	筑紫野市下見	98	7月14日	2:00	45
	7月6日～7月8日	原田	筑紫野市下見	359	7月7日	9:00	36
	6月27日～6月29日	原田	筑紫野市下見	131	6月27日	7:00	43
2019	8月27日～8月28日	原田	筑紫野市下見	280	8月27日	18:00	32
	7月20日～7月22日	原田	筑紫野市下見	269	7月21日	6:00	43
2018	7月5日～7月7日	原田	筑紫野市下見	518	7月6日	17:00	70

2016	6月20日～21日	原田	筑紫野市下見	85	6月20日	22:00	37
2016	6月22日～23日	原田	筑紫野市下見	248	6月22日	4:00	39
	9月28日～29日	原田	筑紫野市下見	169	9月28日	20:00	26
2014	7月3日	原田	筑紫野市下見	163	7月3日	8:00	33
2012	7月13日～14日	原田	筑紫野市下見	438	7月14日	4:00	42
2010	7月10日～15日	原田	筑紫野市下見	524	7月13日	6:00	58
2009	7月24日～26日	原田	筑紫野市下見	455	7月26日	11:00	57
	6月28日～7月1日	原田	筑紫野市下見	334	7月1日	8:00	33

年度 (西暦)	出水時期	観測所名	位置	筑後川合流点か らの距離(km)	水位状況		
					今回最高水位		
					日	時	水位 (m)
2023	7月7日～7月10日	端間	小都市端間		7月10日	8:50	5.28
2022	7月18日～7月19日	端間	小都市端間		7月19日	2:40	3.96
2021	8月11日～8月15日	端間	小都市端間	7.93	8月14日	7:40	4.57
2020	7月13日～7月14日	端間	小都市端間	7.93	7月14日	4:20	3.37
	7月6日～7月8日	端間	小都市端間	7.93	7月7日	11:40	4.00
	6月27日～6月29日	端間	小都市端間	7.93	6月27日	10:30	3.10
2019	8月27日～8月28日	端間	小都市端間		8月27日	21:50	3.58
	7月20日～7月22日	端間	小都市端間		7月21日	10:00	4.74
2018	7月5日～7月7日	端間	小都市端間	7.93	7月6日	19:10	5.47
2016	6月20日～21日	端間	小都市端間	7.93	6月21日	0:00	2.80
	6月22日～23日	端間	小都市端間	7.93	6月22日	20:30	3.21
	9月28日～29日	端間	小都市端間	7.93	9月28日	23:40	2.76
2014	7月3日	端間	小都市端間	7.93	7月3日	11:00	3.18
2012	7月13日～14日	端間	小都市端間	7.93	7月14日	7:50	3.90
2010	7月10日～15日	端間	小都市端間	7.93	7月14日	10:20	3.89
2009	7月24日～26日	端間	小都市端間	7.93	7月26日	14:10	4.19
	6月28日～7月1日	端間	小都市端間	7.93	7月1日	10:40	2.81

④上流（下見）の水位変動との相関関係

【西小田井堰の転伏と端間の水位】

年度 (西暦)	西小田堰の転伏推定日時 (下見の水位)	端間水位観測所での水位変化	
		水位上昇日時	水位変化量
2023	7月7日 10:50 (1.82m)	7月7日 12:00	(0.31m → 1.59m) +1.28m
2022	7月18日 23:30 (2.13m)	7月19日 00:30	(0.35m → 2.15m) +1.80m
2021	8月11日 14:00 (1.96m)	8月11日 15:00	(0.38m → 1.91m) +1.53m

【下見と端間の水位ピーク】

年度 (西暦)	下見のピーク水位時間 (水位)	端間のピーク水位時間 (水位)	経過時間
2023	7月10日 06:00 (3.77m)	7月10日 08:50 (5.28m)	2:50
2022	7月19日 00:40 (2.50m)	7月19日 02:40 (3.96)	2:00
2021	8月14日 12:10 (2.39m)	8月14日 13:40 (4.11m)	1:30
	8月14日 06:00 (1.79m)	8月14日 07:40 (4.57m)	1:40
	8月13日 18:00 (1.78m)	8月13日 20:10 (3.72m)	2:10
	8月12日 11:00 (1.60m)	8月12日 12:20 (3.33m)	1:20
	7月 7日 10:00 (1.71m)	7月 7日 11:40 (4.00m)	1:40
	7月 6日 14:20 (1.26m)	7月 6日 16:10 (3.35m)	1:50

(2) 避難すべき区域

想定浸水深	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 0.5~3m未満	東町区の一部、上町区の一部、開1区の一部、寺福童区の一部、西福童区の一部、東福童区の一部、大崎区の一部、小板井1区の一部、小板井2区の一部、緑区の一部、大板井1区の一部、大保区の一部、横隈区の一部、力武区の一部、新島区の一部、乙隈区の一部、下鶴区の一部、井上区の一部、下岩田区の一部、稲吉区の一部、二夕区の一部、二森区の一部、宝城北区の一部、古飯区の一部、平方区の一部、光行の一部、八坂区の一部、上西区の一部、下西区の一部、宝城南区の一部、赤川区の一部	1階部分が 水没	地域防災計画の資料編に記載している「別表5 避難確保計画の作成義務を有する要配慮者利用施設一覧」参照
想定浸水深 3~5m未満	寺福童区の一部、西福童区の一部、東福童区の一部、大崎区の一部、大保区の一部	2階部分が 水没	
想定浸水深 5~10m未満	西福童区の一部、東福童区の一部	2階屋根 以上が水没	

(小郡市洪水ハザードマップより)

(3) 避難情報等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
端間水位観測所	2.40m	3.60m	4.00m	4.65m	6.05m
下見水位観測所	2.30m	2.68m	2.93m	3.29m	約4.20m

※HWL：堤防や護岸などの設計の基本となる水位であり、この水位を上回る超過洪水では、堤防が危険な状態になることが予測される。

(4) 避難情報等の基準

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発 令 基 準	対象区域及び避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○端間水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき ○下見水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難すべき区域 御原小学校区全域、 味坂小学校区全域、 小板井1区、小板井2区、大崎区、西福童区、東福童区、東町区の一部、上町区の一部、開1区の一部、寺福童区の一部、 緑区の一部、大板井1区の一部、大保区の一部、 横隈区の一部、力武区の一部、新島区の一部、 乙隈区の一部、下鶴区の一部、井上区の一部
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○端間水位観測所の水位が、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき ○下見水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超えたとき ○河川管理施設の異常(破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等)を確認したとき ○記録的短時間大雨情報(110mm/時間)又は大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合で、小郡市に影響がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所 洪水・内水氾濫の指定避難所から開設
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○端間(下見)水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇してHWLに迫り、越水又は破堤するおそれが予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認したとき ○堤防の決壊あるいは堤防から水があふれる情報を確認したとき 	

2. 筑後川〔洪水予報指定河川〕 ※河川管理者 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所

(1) 避難情報等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
片ノ瀬水位観測所	5.40m	6.70m	7.80m	8.50m	12.82m
※参考 瀬ノ下水位観測所	3.50m	5.00m	6.80m	7.10m	8.78m

(2) 避難情報等の基準

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発令基準	対象区域及び避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	○片ノ瀬水位観測所の水位が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき	○避難すべき区域 御原小学校区全域、 味坂小学校区全域、
4	避難指示	○片ノ瀬観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に水位が上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）又は大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合で、小郡市に影響がある場合	小坂井1区、小坂井2区、大崎区、西福童区、東福童区、大坂井1区、東町区の一部、上町区の一部、開1区の一部、寺福童区の一部 緑区の一部、大保区の一部、
5	緊急安全確保	○片ノ瀬観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇してHWLに迫り、越水又は破堤するおそれが予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊あるいは堤防から水があふれる情報を確認したとき	津古区の一部、横隈区の一部、力武区の一部、新島区の一部、乙隈区の一部、下鶴区の一部、井上区の一部、上岩田区の一部、松崎区の一部 ○避難所 洪水・内水氾濫の指定避難所から開設

3. 大刀洗川〔水位情報周知指定河川〕

※河川管理者 福岡県久留米県土整備事務所

(1) 避難情報等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
西の宮橋水位観測所	5.67m	6.02m	6.12m	6.46m	約7.00m

(2) 避難情報等の基準

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発令基準	対象区域及び避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	○西の宮橋水位観測所の水位が避難判断水位を超え、大刀洗排水機場の水門が筑後川の水位上昇に伴って閉鎖されたとき	○避難すべき区域 古飯区の一部、 平方区の一部、光行区の一部、 上西区の一部、 下西区の一部、赤川区の一部
4	避難指示	○西の宮橋水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、大刀洗排水機場の排水ポンプによる排水が筑後川の水位上昇に伴って運転を停止したとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）又は大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合で、小郡市に影響がある場合	○避難所 洪水・内水氾濫の指定避難所から開設
5	緊急安全確保	○西の宮橋水位観測所の水位がHWL（約7m）を超え、対象区域内において道路冠水や浸水被害が発生したとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊あるいは堤防から水があふれる情報を確認したとき	

4. 秋光川 [水位情報周知指定河川]

※河川管理者 佐賀県鳥栖土木事務所

(1) 避難情報等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
飯田橋水位観測所	2. 10 m	2. 60 m	3. 40 m	4. 00 m	約5. 00 m

(2) 避難情報等の基準

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発 令 基 準	対象区域及び 避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	○飯田橋水位観測所の水位が避難判断水位を超え、更に上昇すると予測されるとき	○避難すべき区域 東町区の一部、下町区の一部、駅前区の一部、寺福童の一部、西福童区の一部、東福童区の一部、大崎区の一部、小板井1区の一部、小板井2区の一部、中央1区の一部、緑区の一部、大板井1区の一部、 大原区の一部、中学前区の一部 ○避難所 洪水・内水氾濫の指定避難所から開設
4	避難指示	○飯田橋水位観測所の水位が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に達すると予想されるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）又は大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	
5	緊急安全確保	○飯田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇してHWLに迫り、越水又は破堤するおそれが予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊あるいは堤防から水があふれる情報を確認したとき	

5. 小石原川 [水位情報周知指定河川]

※河川管理者 福岡県久留米県土整備事務所

(1) 避難情報等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
新甘木橋	1. 4 1 m	1. 7 9 m	1. 9 0 m	2. 2 0 m	/
栄田橋	2. 0 0 m	2. 5 0 m	3. 1 0 m	3. 7 1 m	

(2) 避難情報等の基準

警戒 レベル	避難情報等の種類	発 令 基 準	対象区域及び 避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	○新甘木橋（栄田橋）水位観測所の水位が避難判断水位を超え、更に氾濫危険水位に達すると予測されるとき	○避難すべき区域 古飯区の一部、 平方区の一部、光 行区の一部 ○避難所 洪水・内水氾濫の 指定避難所から開 設
4	避難指示	○新甘木橋（栄田橋）水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に水位が上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）又は大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合で、小郡市に影響がある場合	
5	緊急安全確保	○新甘木橋（栄田橋）水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇してHWLに迫り、越水又は破堤するおそれが予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊あるいは堤防から水があふれる情報を確認したとき	

6. 築地川(築地川樋門)

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発令基準	
		樋門操作及び浸水状況	
3	高齢者等避難	○宝満川の水位上昇に伴う築地川樋門の閉鎖操作が開始され、完全に閉鎖されるおそれがあるとき (端間水位観測所の水位3.0m程度) ※樋門の閉鎖操作の開始とともに、住民への注意喚起のための情報提供を行う。	○避難すべき区域 寺福童区、大崎区、 小板井2区 ○避難所
4	避難指示	○築地川樋門が完全に閉鎖され、市道15号線(中島橋西側)又は市道28号線(高尾歯科前)が冠水のおそれがあるとき (築地川樋門の内水位:10.5m程度)	内水氾濫の指定避難所から開設
5	緊急安全確保	○築地川樋門の完全閉鎖後に道路冠水等の内水氾濫が発生し、住宅地等へ浸水する可能性が高まったとき (築地川樋門の内水位:11.0m程度)	

7. 法司川(今朝丸水門)

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発令基準	
		樋門操作及び浸水状況	
3	高齢者等避難	○宝満川の水位上昇に伴う今朝丸水門の閉鎖操作が開始され、完全に閉鎖されたとき ※水門の閉鎖操作の開始とともに、住民への注意喚起のための情報提供を行う。	○避難すべき区域 東福童区、西福童区 ○避難所
4	避難指示	○今朝丸水門が完全に閉鎖され、内水氾濫の浸水域が福童浄化センターまで迫ったとき	内水氾濫の指定避難所から開設
5	緊急安全確保	○内水氾濫の浸水域が福童浄化センターを越え、住宅地に迫ったとき	

8. 思案橋川

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発 令 基 準	対象区域及び避難所
		樋門操作及び浸水状況	
3	高齢者等避難	○思案橋排水機場の水門が宝満川の水位上昇に伴って閉鎖され、排水ポンプによる排水を開始したとき ※水門閉鎖の情報を入手したときに、住民への注意喚起のための情報提供を行う。	○避難すべき区域 赤川区、上西区の一部、 下西区の一部 ○避難所
4	避難指示	○思案橋排水機場の排水ポンプが宝満川又は筑後川の水位上昇に伴い、運転を停止したとき	内水氾濫の指定避難所から開設
5	緊急安全確保	○肥山酒店前において道路冠水が発生し、住宅地等へ浸水する可能性が高まったとき	

9. 内水氾濫

(1) 避難情報等の発令の基となる情報

- 同一地域内複数箇所における道路冠水（10cm程度以上）の情報
- 同一地域内複数箇所における小河川、水路、排水溝からの越水情報
- 同一地域内複数箇所における下水口等からの逆流情報
- 市防災監視カメラ（大保・大崎・赤川・福童等）の情報
- その他の映像情報による越水、浸水、道路冠水の情報
- ため池等からの越水情報
- ため池等利水施設の堤防施設等の破損情報（破堤、亀裂、漏水、洪水吐きへの堆積物等）

(2) 避難情報等の基準

避難情報等は以下の基準に基づき、発令する。

警戒 レベル	避難情報等の種類	発 令 基 準	対象区域及び 避難所
		水位及び気象状況	
3	高齢者等避難	○避難情報等の発令の基となる情報を得たとき（兆候を含む）	○避難すべき区域 情報を得た区域及び その下流域 ため池等の下流域
4	避難指示	○家屋・施設等への浸水被害発生のおそれのある情報を得たとき	
5	緊急安全確保	○内水氾濫に伴う浸水による家屋・施設被害（床下・床上浸水）の情報を得たとき ○ため池の堤防施設等の決壊情報を得たとき	○避難所 内水氾濫の指定避難所から開設

第6節 避難情報等の伝達方法と内容

1. 避難情報等の伝達方法

- ・防災行政無線による伝達
- ・緊急速報メール（エリアメール）等による配信
- ・ふくおか防災ナビ・まもるくん
- ・ヤフー防災アプリによる配信
- ・テレビ、ラジオ放送、市HP、市SNS（フェイスブック、X（エックス）、LINE等）による広報
- ・市、消防関係（消防署、消防団）、警察の広報車等による広報
- ・災害情報等配信システムによる登録者に対するメール配信
- ・水防信号（サイレン吹鳴）による伝達
避難情報等の発令に伴う水防信号の吹鳴（水防法第20条）は、「無線によるサイレン吹鳴に関する協定書」に基づき、三井消防署を通じて久留米広域消防指令センターに要請する。
※信号の種類は、福岡県の水防信号のうち第四信号（必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの）を使用する。（吹鳴（約1分）→休止（約5秒）→吹鳴（約1分））
※小郡（市役所）、味坂（味坂校区コミュニティセンター）、御原（御原校区コミュニティセンター）、立石（3分団格納庫）、三国（三国校区コミュニティセンター）の5ヶ所
- ・高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、別途電話、FAX等による伝達

2. 避難情報等の伝達文

（1）伝達する際の注意事項

- ・避難情報は住民が短時間に認識できる情報量を考慮すること。
- ・車両による広報はなるべくゆっくりと巡回すること。
- ・地域に応じた避難情報（具体的な直近避難場所等）を具体的に提供すること。
- ・夜間の発令や既に道路冠水により避難が困難な状況も想定されることなどを留意する。

（2）高齢者等避難の伝達文（例文）

＜高齢者等避難における伝達文の例＞

こちらは小郡市です。〇〇川の水位が避難（注意・判断）水位を突破し、更に水位が上昇するおそれがあることから、警戒レベル3、高齢者等避難を発令します。危険な場所にいる高齢者（こうれいしゃ）などの避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。それ以外の方は避難ができる準備をしてください。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

〇〇校区コミセン、〇〇小学校、〇〇校区コミセン

(3) 避難指示の伝達文（例文）

＜避難指示における伝達文の例＞

こちらは小郡市です。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に達したことから、警戒レベル4、避難指示を発令します。危険な場所にいる方は速やかに全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か、建物の高いところに緊急に避難してください。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

〇〇校区コミセン、〇〇小学校、〇〇校区コミセン

(4) 緊急安全確保の伝達文（例文）

＜緊急安全確保における伝達文の例＞

こちらは小郡市です。〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあることから警戒レベル5、緊急安全確保を発令します。

危険な場所にいる方には、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

〇〇校区コミセン、〇〇小学校、〇〇校区コミセン

第3章 土砂災害編（急傾斜地の崩壊）

第1節 災害の特性と住民の避難行動

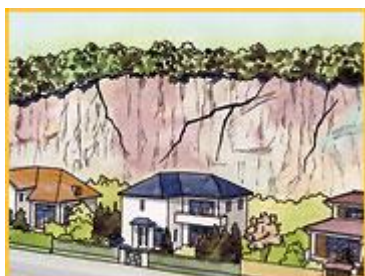
土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。但し、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は前兆現象※を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため、市では、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難情報等を速やかに周知・伝達する必要がある。

【土砂災害における住民の避難において留意すべき事項】

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

※急傾斜地崩壊の前兆現象



がけに割れ目が見える。



がけから水が湧き出る



水が濁り小石がぱらぱらと落ちてくる。

第2節 避難すべき区域

福岡県指定の急傾斜地の崩壊を対象とする土砂災害特別警戒区域は三国中校区域内に20箇所あり、土石流及び地すべりを対象とする区域はない。土砂災害警報や土砂災害危険度情報及び市職員や消防職員又は消防団員による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を基に、避難情報等の対象となる避難すべき区域を判断する。

避難情報の対象となる避難すべき区域の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた避難情報等の発令区域を適切に判断すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

第3節 避難情報等の発令の判断基準

避難情報等の発令の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 避難情報等を発令する区域を特定する際には、土砂災害情報に係る1kmメッシュ毎の土砂キキクルにも留意すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮すること。

第4節 土砂災害に関する情報等の入手先

1. 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、気象台発表する情報である。

土砂災害に関する情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難情報等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害に関する情報の発表対象としていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

土砂災害に関する情報が発表されていなくても斜面の状況には常に注意を払い、普段と異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難することが必要である。

2. 土砂キキクル

土砂キキクルは、土砂災害に関する情報を補足する情報であり、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）毎、5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新されており大雨警報や土砂災害に関する情報が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まっているかを把握できる。

土砂災害の危険性は、次の表に示す4段階のレベルで表すが、土砂災害の危険性が表示されていない地域でも、土砂災害が発生するおそれがあるので、特に危険箇所の近隣では十分な注意が必要である。

土砂キキクル	
 (黒)	警戒レベル5相当「災害切迫」 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫、土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 (立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険、直ちに身の安全を確保
 (紫)	警戒レベル4相当「危険」 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況 土砂災害警戒区域等の外へ避難
 (赤)	警戒レベル3相当「警戒」 土砂災害発生への警戒が必要な状況 高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わ始めたり、避難の準備をしたり自ら避難の判断を実施
 (黄)	警戒レベル2相当「注意」 土砂災害発生への注意が必要な状況 ハザードマップ等により避難行動を確認、今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
(無色)	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

第5節 避難情報等の発令基準

避難情報等は以下の基準に基づき、判断して発令する。

警戒レベル	避難情報等	○：土砂災害に関する情報 □：住民がとるべき行動	対象地域及び避難所
2		<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害注意報 ○土砂キキクル「注意」(黄) □避難行動を確認 (避難場所、ルート、タイミング) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難すべき区域 土砂災害警戒区域、特別警戒区域が存在する区域(津古区の一部、三沢区の一部、三国が丘2区の一部、横隈区の一部)
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警報 ○土砂キキクル「警戒」(赤) □避難に時間を要する人は早めに避難 高齢者等以外の人も避難の準備など 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所 土砂災害の指定避難所から開設
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害危険警報 ○土砂キキクル「危険」(紫) ・近隣市町村に大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合 □土砂災害警戒区域等の外へ避難 	
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害特別警報 ○土砂キキクル「災害切迫」(黒) ・近隣市町村での土砂災害発生情報 ・前兆現象が確認された時 □命の危険、直ちに身の安全を確保 	

第6節 避難情報等の伝達方法と内容

(1) 伝達する際の注意事項

第2章水害編第6節避難情報等の伝達方法と内容に準じる。

(2) 高齢者等避難の伝達文（例文）

＜高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは小郡市です。土砂災害が発生する危険が高まっていることから、警戒レベル3、高齢者等避難を発令します。危険な場所にいる高齢者（こうれいしゃ）などの避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。それ以外の方は避難ができる準備をしてください。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

三国校区コミセン

(3) 避難指示の伝達文（例文）

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは小郡市です。小郡市に土砂災害危険警報が発令されたことから、警戒レベル4、避難指示を発令します。土砂災害の危険性が高まっており大変危険な状況です。危険な場所にいる方は、速やかに全員避難してください。隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

三国校区コミセン

(4) 緊急安全確保の伝達文（例文）

＜緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは小郡市です。〇〇地区で土砂災害が発生したことから、警戒レベル5、緊急安全確保を発令します。危険な場所にいる方は、命の危険が迫っています。直ちに安全を確保してください。

【対象地区】

〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

三国校区コミセン